

『十訓抄』編者の公任への態度：巻四第十七・十八話から考える後藤基綱編者説の妥当性

| | |
|-----|---|
| 著者 | 旅田 孟 |
| 引用 | 百舌鳥国文. 2021, 30, P.195-208 |
| URL | http://doi.org/10.24729/00017435 |

『十訓抄』編者の公任への態度

——卷四第十七・十八話から考える

後藤基綱編者説の妥当性——

旅田 孟

はじめに

説話は、同一話であっても常に同じ姿を見せるわけではない。収録されている説話集などによって、様々なレベルでの異同が認められるのである。語り方の違いが存在すること自体は、同一話同士を比較することによって明白な事実として見えてくるが、それがどのような過程で生じたのか（作為的か無作為的か、作為であるとすれば目的は何か、など）までは明らかにならない場合が多い。

本稿で扱う『十訓抄』卷四「人の上を誡むべき事」第十七話は、『俊頼髓脳』を出典としながら主題が大きく異なっている。これについて扱った論考は既に一つならず存在し、主に、『十訓抄』の構成上の必要、つまり「人の上を誡むべき事」という教訓の例証説話として確立させるために手を加えたとの説明がなされ

てきた。そのことは十分に首肯されるが、ここで問題としたいのは、説話に手が加えられた結果として、公任への批判的態度が明確に打ち出されていることについてである。従来は、この点あまり重視されずにいたと思う。しかし、この公任批判は、『十訓抄』編者を特定する手立てとなると考えるので、先学の驥尾に付しながら、その点についての私見を示したい。

一、長能執道説話から公任悲愛説話へ

まず『十訓抄』卷四第十七話と、出典と目される『俊頼髓脳』との異同を確認しておきたい。『十訓抄』について、本話に關しては諸伝本間で有意な差はないので、宮内庁書陵部蔵片仮名本を底本とする新編日本古典文学全集に依ることとした。¹『俊頼髓脳』についても、ここで扱う説話に関しては、定家本・顕昭本の両系統間に大きな差は認められないが、ここでは顕昭本

を用いることとした。⁽²⁾『十訓抄』で「披講をも聞きはてず出でにけり」とあるところが、定家本系『俊頼髓脳』では「そのやうをも聞きはてで」、⁽³⁾ 頭昭本系では「披講をきゝはてで」となっているためである。本話において、「披講」という補入された語句が、定家本よりも頭昭本の方が『十訓抄』に近似していると言える唯一の点であり、しかも、書写時の不注意による脱落を

【十訓抄】

公任卿の家にて、三月尽の夜、人々集めて、「暮れぬる春を惜しむ心」の歌をよみけるに、長能、

心憂き年にもあるかな二十日あまり九日といふに春の暮れぬる

大納言、うち聞きて、思ひもあへず、「春は三十日やはある」といはれたりけるを聞きて、長能、披講をも聞きはてず出でにけり。

さて、またの年、病をして、限りなりと聞きて、人を遣はしたれば、「悦びて承り候ひぬ。この病、去年三月尽の日、『春は三十日やはある』と仰せられ候ひにし、心憂きことかな、と承りしが、病となりて、そののち、物くはれ侍らざりしより、かくなりて侍るなり」と申して、さてその日、失せにけり。大納言、ことのほかに歎かれける。

修正するための補入か、書写者もしくは後人による校合の結果としての補入なのか判然としない。そうした問題があるとはいへ、本文比較をする以上、現存する中でより近い本文同士での比較が行われるべきと考えるので、定家本ではなく頭昭本を利用することとした。

【俊頼髓脳】

こゝろうきとしにもあるかなはつかあまりこゝのかとふに春のくれぬる

これは、四条大納言の家にて、春のくるゝを、人々あつめてくれぬる春を惜心をよみけるに、長能ながのちかがよめるうたなり。

大納言、うちぎゝけるまゝに、思ひもあへず、春は卅日やはあるとちかか申されたりけるをきゝて、長能ながのちか。きゝはてで、やがていでにけり。

さて、又のとし、病をして、かぎりになりたりときゝて、とづらひにつかはしたりければ、よろこびてうけ給りぬ。但此病は、去年の春のつくるは卅日やはあると仰られしに、心うき事かな、とうけ給りしに、病になりて、そのゝち、いかにもゝのゝくはれ候はで、かくなりて候なりとぞ申ける。さて又の日、うせにけり。大納言、事のほかになげかれけるとぞうけ給りし。

これは、「かくほどあるべし」とは思ひ給はざりけれども、さばかりおもんばかりある身にて、なにとなく、口疾く難ぜられたりける、いと不便なりしか。

この説話は、全三段で構成されている。すなわち、和歌と詠歌状況を示す第一段、⁽⁴⁾和歌を公任に難じられた長能が病になり死んでしまったことについて語る第二段、そして第三段は、説話に付随する話末評語である。

第一段に関して、詠歌状況を示してから和歌を掲げるか、和歌を掲げてから詠歌状況を示すかで異なっているが、これは両資料の形式上の通例の相違として処理できる。『俊成髓脳』では、和歌がまず示され、その後、詠歌状況やそれにまつわる説話などが掲げられるのが基本であるのに対し、『十訓抄』は、和歌を説話の冒頭に置くということをしない。そうした形式上の相違から生じた異同であろう。

第二段に関しては、話の流れは同じであり、「申されたりける」(俊頼髓脳)が「いはれたりける」(十訓抄)となっていたり、長能病没が「又の日」(俊頼髓脳)ではなく「その日」(十訓抄)となっていたりと、いくつか異同は認められるものの、基本的には同文的一致を見せていると言える。『十訓抄』に先行してこの説話を扱ったものとして、『俊頼髓脳』以外では、『古

されば、かばかり思ふばかりの人の哥などは、おぼつかなき事ありとも難ずまじき料にしるし申なり。

本説話集『和歌童蒙抄』『袋草紙』の三篇が確認されるが、いずれも『俊頼髓脳』ほどには『十訓抄』との近似を指摘できない。『俊頼髓脳』『古本説話集』『和歌童蒙抄』『袋草紙』以外に、『十訓抄』に先行してこの説話を収録したものがあつた可能性も想定されるとはいえ、現存資料中で、『俊頼髓脳』が『十訓抄』に最も近似しているのは確かである。現状としては、『十訓抄』本話の出典は『俊頼髓脳』と見ておくのが最も妥当と考える。

さて、第一・二段に関しては、『十訓抄』は『俊頼髓脳』本文を原則として忠実に継承していると考えられるが、第三段に関しては大きく異なっている。『十訓抄』では、「さばかりおもんばかりある身」と言われるほどの公任が「口疾く難」じたことを「不便」と批判する評となっているが、もとの『俊頼髓脳』では、「おぼつかなき事ありとも難ずまじき」と、公任が長能の和歌を難じたことが問題になってはいるものの、それを「口疾く難ぜられたりける、いと不便」などという公任批判へと展開することはせず、「かばかり思ふばかりの人」と言われるほど歌道への執心が深い長能のような人を非難してはならない、

との注意喚起に留めている。『十訓抄』で焦点が当てられているのは公任の発言、その「口疾さ⁷輕率さ⁸」であるのに対し、『俊頼髓脳』で焦点が当てられているのは長能の執道の深さ、とまとめることができよう。

長能の歌に「おぼつかなきこと」があるのは確かである。公任の「春は三十日やはある」との指摘は、春は三ヶ月⁶九十日であるはずなのに三十日で終わりなのか、の意であり、論理矛盾を正しく突いていると言える。ただ、『俊頼髓脳』も『十訓抄』も、問題視しているのは指摘の内容ではなく、公任が、長能の歌道への執心の深さを考慮しなかったことなのである。その点で両書は一致しており、そういう意味では、『俊頼髓脳』の時点で既に、公任を批判する根拠となるものが存在していたと言える。しかし、『俊頼髓脳』は「かばかり思ふばかりの人の哥などは、おぼつかなき事ありとも難ずまじき」との評に留めているのであって、公任の発言を「不便」として、明確な批判的態度を打ち出している『十訓抄』とは大きく異なる。

『古本説話集』『和歌童蒙抄』『袋草紙』でも、やはり『俊頼髓脳』と同様、焦点が当てられているのは長能の和歌への執心の深さであって、公任への批判的態度は認められない。すなわち、『古本説話集』では「さばかり心に入りたりしことを、よしなく言

ひとと、後まで大納言はいみじく歎き給ひけり。あはれにすきずきしかりける事ともかな⁶。『和歌童蒙抄』では「執人コト、荒涼ニ不可難敷⁷。『袋草紙』では「執する人の事、荒涼に難ずべからざるか⁸」となつていたのである。公任の発言、その輕率さに焦点を当て、批判を展開するものはない。『和歌童蒙抄』『袋草紙』では、公任の発言を「荒涼」としており、そこに批判的態度を認めることもできないではないが、あくまで「執人」を「荒涼」に難じてはならないとの観点からの評である以上、焦点が当てられているのは公任ではなく長能の方と言える。つまり、『俊頼髓脳』の時点で公任批判に結びつく可能性が内包されていたとはいえ、歴史的事態としては、公任への明確な批判的態度のもとで説話を扱っているのは、現存資料中、唯一『十訓抄』のみなのである。

『十訓抄』における公任への批判的態度は、次話である第十八話からも窺うことができる。なお第十八話は、他書に同話・類話を見ない独自説話となつている。

一条天皇の御時、四納言と聞えし人々、寄り合ひて、蹴鞠会ありけるに、懸りの外に、鞠の落ちてありけるを、その中に公任卿、「この鞠を大臣、大将の子ならざらむ人、とるべし」

といはれたりければ、行成卿申されける、「短命こそくちおしけれ。少将、生きたらましかば、三公の位をば嫌はれざらまし」とのたまひけり。これも公任卿の悲愛なるにてぞありける。

かの行成卿は撰政伊尹公の御子、少将義孝の御子なり。短命にしてとく失せ給ひければ、大臣、大将にのぼらず。それを思はへて、公任卿申さるるか。

第十七話では、公任の思慮に欠けた軽率さを「不便」と批判的に捉えていたが、第十八話ではさらに、「これも公任卿の悲愛なるにてぞありける」と、第十七話も一括りにして、公任の発言、その態度を「非愛」と評している。「悲愛」とは文字通り、愛しむ情を欠いていることを意味する。では、そうした「非愛」な言動、「非愛」な人物に対して、『十訓抄』が編纂された当時、いかなる眼差しが注がれていたのでしょうか。『十訓抄』成立から下ること二十年、文永九年（一二七二）成立と考えられる『文机談』では、藤原孝道の言動について、「非愛」の語が用いられている。

（藤原孝道の披露する安名尊が―引用者注）あはれこそよ

『十訓抄』編者の公任への態度——巻四第十七・十八話から考える 後藤基綱編者説の妥当性——

くすみわたりければ、円慶けふに入りてしばらくはかしらふふる。後にはたへかねて後より微音にこれをつく。孝道、二度みかへりてこれをにらみけれども、あまりによりずぢりてこれをみず。その時孝道、大音声をあげて申しけるは、「や、房や、なにと存じ、たれがゆるしにて催馬楽などをば自由につかうまつるぞ。公家のおもくし給ふ曲なれば、源藤二つのながれをはなれて常にあなづりうたふ人なし。いはんや地下の房たちが口入すべき曲にあらず返すく／＼らうぜきなり。たしかにまかりたて／＼」とをいければ、面目をうしなひ、舌をまきてはい入りぬ。情らこの事をおもふに、「一旦は孝道が非愛に似たれども、又道を守るならひは尤もかかるべし」といふ人／＼もありけり。おほかたはかやうの事、よく／＼思慮あるべきにや、今夜の勝事この事にて侍りけり。⁹⁾

ここでは、孝道への批判が展開されているわけではない。円慶を大声で叱責したことを「悲愛に似たれども」と見る向きもあつた一方で、「道を守るならひは尤もかかるべし」と、自家の道を守るため、その權威を保障し続けて行くためには、これほどの苛烈な仕打ちも致し方のないことだと理解を示す向きの

あつたことも示している。両様の見方に言及した上で、「おほかたはかやうの事、よく／＼思慮あるべきにや」と、「おほかた」一般的な場合の注意喚起を述べるに留まつている。

右引の説話で注目すべきなのは、「非愛に似た」と評されるような言動が、「おほかた」一般的には、「思慮あるべき」として批判の対象となるものであつたこと、それが『十訓抄』に近い時代の資料から窺えるという点である。『十訓抄』と同時期の資料から見出した「非愛」の用例は、この『文机談』のものが唯一であるが、『文机談』の用例を見る限り、「悲愛」はやはり批判の対象となるものであつたらしい。そうした語を用いて、『十訓抄』編者は、公任批判への批判的態度を明確に打ち出していたのである。

二、先行研究での理解

こうした『十訓抄』における『俊頼髓脳』の長能執道説話の受容の在り方について、山本一氏は『十訓抄』と歌学書・和歌注釈——『俊頼髓脳』『古来風体抄』関係説話から——⁽¹⁰⁾で次のように説く。

『俊頼髓脳』が一般的な感想を記している箇所⁽¹¹⁾で、『十訓

抄』は、公任という著名人の不慮の一失として話を捉えようと⁽¹²⁾する。『十訓抄』編者は、やはり、『俊頼髓脳』を典故とする、第三(一)の小式部の「大江山」の歌をめぐる説話も、定頼ほどの人物らしくない失錯として捉えており、こうしたところに公任定頼父子への編者の思い入れが感じられるもする。しかし、ここで問題にしたいのはそのことではなく、「さばかりおもんばかりある身」という表現(公任に対する)が、『俊頼髓脳』の「さばかりおもふばかりの人」(長能に対する)という表現に触発されているのではないかということである。すなわち、『十訓抄』編者は、「さばかりおもふばかりの人」までをひと続きと読んで、公任を指すと解した、あるいはそのようにはつきりと誤読したのではないにしても、読解の過程でそのような解釈を念頭に浮かべた、そのいわば残像が、公任を評する編者の言葉を「さばかりおもんばかりある身」という形に導いたのではないかと考えるのである。

『俊頼髓脳』にあつた「さばかり思ふばかりの人」を「さばかりおもんばかりある身にて」を誤読した結果として、思慮ある人物の一失についての説話として扱うことが可能であること

に思い至った、その誤読に端を發する説話理解の結果として、『十訓抄』編者は本話を「人の上を誡むべき事」という教訓を説く一例話として扱ったことであろう。確かに話末評語以外での『俊頼髓腦』と『十訓抄』との一致度は高く、そのことを考えれば、「かばかり思ふばかりの人」と「さばかりおもんばかりある身にて」の字面の近似は無視できない。誤読であるか否かはともかくとして、『十訓抄』の話末評語は、『俊頼髓腦』のそれに由来するものと見なくてはなるまい。

また、池上洵一氏は「長能説話の文脈——二十日あまり九日といふに春の暮れぬる——」¹⁾で次のように説く。

『十訓抄』は場所を、「公任卿の家」としている点で『俊頼髓腦』系の伝承を承けていることがわかるし、『十訓抄』の「さばかりおもひばかり有身にて」と『髓腦』の「かばかり思ふばかりの人の歌などは」とを比べてみると、ほとんど同じ文字列でありながら文意が見事にすり替えられている、むしろ『髓腦』の本文を座右に置いて意識的になされた文意のねじ曲げ、換骨奪胎であつたかとさえ思われる……中略……

『十訓抄』の論理に従えば、たとえ長能の歌に過ちが

『十訓抄』編者の公任への態度——卷四第十七・十八話から考える 後藤基綱編者説の妥当性——

あつたとしても、公任は批判を口にすべきではなかつた。ただし、それはこの話があるがままに受け取った上での論評ではない。既に自分の側に出来上がつている論理の例証ないし補強として、そのように語る役割を背負わせてここに配置しているのである。『俊頼髓腦』の「思ふばかり」から「慮」への転換は、そのための作為であつたと私は想像する。

この説話の後には、同じく公任が、四納言の蹴鞠会で、懸りの外に出た鞠を「大臣の大将の子ならざらむ人、とるべし」と暴言を吐いて、父が夭折した行成を悔しがらせたと結んでいる。これは同話・類話がまったく見当たらない話であるが、長能の話はこういう話と組み合わせられることによつて、長能を主人公とした執道の説話としての意味が極端に薄められ、専ら公任の「非愛」なる多言癖を印象づけ、多言の非なるを悟らせる文脈の一部として機能している。

さきに誤読に由来する説話理解があり、それに基づいて『十訓抄』の論理の一部を支えるものとして説話を利用したと考える山本氏に対して、池上氏は、まず『十訓抄』の論理構造が存

在し、それに基づいて説話を「作為」的に読みかえ、話末評語を『俊頼髓脳』に依りながらも作り変えて、「人の上を誠むべき事」の一篇として配したと考えている、とまとめることができる。ようか。

さて、何より、池上氏が山本氏と大きく異なっているのは、『俊頼髓脳』の長能執道説話を『十訓抄』編者がいかに扱っているかを、第十七話のみでなく第十八話まで含めて論じていることである。第十七・十八話の連続によって、「公任の「非愛」なる多言癖を印象づけ」語っているというのは、基本的には本稿前節までで確認してきたことと同じである。公任の非愛な多言癖を印象付けて語ることが、『十訓抄』の「人の上を誠むべき事」という教訓を説く目的に奉仕しているという点にも同意である。そこに異論はないのであるが、公任をそのような人物として批判的に語ることの、その当時における意味合いについても考えておく必要があると思う。

三、鎌倉時代の公任評価

「非愛」な言動をする人物として公任が批判的に語られることは、まずない。『十訓抄』巻四第十七話からの抄入説話である『古今著聞集』巻五和歌篇第一九一話でも、基本的には逐語

的に本文を継承しているのにも拘わらず、公任批判が展開されている話末評語に関しては手が加えられている。すなわち、『十訓抄』で「これは、「かくほどあるべし」とは思ひ給はざりけれども、さばかりおもんばかりある身にて、なにとなく、口疾く難ぜられたりける、いと不便なりしか」であったところが、『著聞集』の抄入説話では「これはさうなく難ぜられたりけるゆゑにや」¹²⁾と改められているのである。

話末評語以外で、両書間の異同を全く指摘できないわけではない。例えば、『十訓抄』で「人を遣はしたれば」となっているところが、『著聞集』では「とぶらひに人を遣はしたりければ」となっているなど、微細な差が認められるが、それは『著聞集』への抄入が行われるにあたって用いられた『十訓抄』本文の問題として処理できる。ここまで用いていた『十訓抄』本文は、現在の研究における本文系統区分で言えば第二類本に属するものであるが、第一類に属するものでは、当該箇所は「とぶらひに人をつかはしたれば」¹³⁾と、『著聞集』と同形になっている。福島尚氏の考証によれば、『著聞集』の抄入にあたって用いられた『十訓抄』は、現存の第二類本に近似しながらも第一類本的な性格も持ち合わせた形態のものであったらしく、「人を遣はしたれば」と「とぶらひに人を遣はしたりければ」の異

同も、第一類的な性格を持ち合わせた本文が抄入に用いられたことを示す一例と考えられる。

ところが、話末評語に関しては『著聞集』と同じ本文のものは『十訓抄』諸伝本に確認できない。『著聞集』の話末評語と同文的に一致する本文を持つ『十訓抄』が存在していた可能性は排除できないにしても、現存諸伝本からして、抄入者が手を加えたと考えるのが妥当であるかと思う。

『著聞集』の話末評語は、「これはさうなく難ぜられたりけるゆゑにや」とあるのみで、長能の和歌への執心の深さには触れることがない。長能に特に焦点が当てられていないという点では、『十訓抄』本文そのままではないものの、『著聞集』も『十訓抄』と同様である。ただ、公任批判の態度まで読み取れるかとなると、微妙である。問題となるのは、『著聞集』の話末評語冒頭の「これは」の指示するところが何かである。「これはさうなく難ぜられたりけるゆゑにや」の直前にあるのは、「さてまたのりうせにけり。大納言、ことのほかになげかれけり」の二文である。もし「これは」が「さてまたのりうせにけり」を指示するのであれば、長能が死んだのは公任が軽率に批判したせいだ、の意になる。しかし、「これは」が「大納言、ことのほかになげかれけり」を指示するとすれば、公任が悲嘆して

いるのは自分が軽率に批判したことを後悔しているからだ、の意となり、『十訓抄』よりも、『古本説話集』の「さばかり心に入りたりしことを、よしなく言ひてと、後まで大納言はいみじく歎き給ひけり。あはれにすぎずきしかりける事どもかな」に近い態度の評となる。いずれにしても、「口疾く」「不便」と言葉を重ねて明確な批判を展開する『十訓抄』に比べれば、批判的態度がかなり弱くなっているのは確かである。長能執道説話を公任非愛説話として明確な批判的態度のもと語るのは、後にも先にも、『十訓抄』が唯一なのである。

現存資料の範囲内でのいう限界は存在するにしても、『十訓抄』での公任の扱い方は特殊と言わざるをえない。というのも、長能執道説話に限らず、公任を「非愛」な言動をする人物として語り、批判的態度を明確に打ち出すということ自体が、諸資料にまず窺えない珍しいことなのである。おそらく、『十訓抄』を除くと、のように公任が扱われているのは、『大鏡』「頼忠伝」だけであろう。

この大納言殿、無心の事一度ぞのたまへるや。御妹の四条宮の、后にたちたまひて、初めて入内したまふに、洞院のぼりにおはしませば、東三条の前をわたらせたまふに、

大入道殿も、故女院も胸痛く思し召しけるに、按察使大納言は後の御せうとにて、御心地のよく思されけるまに、御馬をひかへて、「この女御は、いつか后にはたちたまふらむ」と、うち見入れてのたまへりけるを、殿をはじめたてまつりて、その御族やすからず思しけれど、男宮おはしませば、たけくぞ。よその人々も、「益なくものたまふかな」と聞きたまふ。¹⁵⁾

この公任の「無心」な発言を伝えるのは、『大鏡』が唯一である。『栄華物語』にも、東三条院詮子が「素腹の后」と綽名されていたことは見えるが、それにまつわる公任の発言について語ることはない。また、貴族日記の類からも、こうした公任の発言があつたことは確認できない。説話伝承の中の像としても、実像としても、「非愛」な言動をする公任は、ほとんど見出せないのである。

この他には、『紫式部日記』の伝える、寛弘五年（一〇〇八）十一月一日の敦成親王誕生五十日の祝儀の場での、公任の紫式部に対する「あなかしこ、このわたりに、わかむらさきやさぶらぶ¹⁶⁾」との発言も、「多言癖」が示された一例と言えるかもしれない。とはいえこれは、酔っぱらった上達部たちの姿のひと

つとして触れられているに過ぎず、「源氏にかかるべき人見え給はぬに、かのうへはまいていかでものし給はむ、と聞きあたり」と、紫式部の酔漢に対する醒めた眼差しは認められるにしても、「悲愛」や「無心」といった評価は見られない。そうなるとやはり、現状としては、『十訓抄』以外で公任の言動を批判的に語るものは、『大鏡』が唯一になるかと思う。

「無心」「悲愛」な公任を批判的に語るものとしては以上の通りであるが、この他に、『十訓抄』が編纂された当時であつて、歌人としての公任を批判的に捉える向きのあつたことを看過してはならない。『八雲御抄』「用意部」には、公任に関して次のような記述が見える。

公任卿は寛和の比より天下無双の歌人としてすでに二百余歳をへたり。在世の時云に不及、経信俊頼已下、ちかくも俊成が存生までは、空の月日のごとくあふぐ。しかるを、ちかごろより、公任無下なりといふ事いできて、あさくおもへるともがら少々あり。是此三十余年の事也。さほどの物をば、すこし心にあはずともさてこそ有べきに、一向にすつる。以外事也。貫之もさしもなしなどいふ事、少々きこゆ。歌の魔第一なり。げにも公任卿が歌名誉程はおぼえず。

すこしいかにとやらんあれども、さすがに歌のさまよくこそみえ侍れ。ただわがこのむすぢならぬ歌と難ずるか。¹⁷⁾

俊成在世のころまで、公任は「空の月日のごとく」仰がれていたのが、「ちかごろ」はその絶対的評価が揺るぎだしたと、『八雲御抄』は伝える。俊成死没は元久元年（一二〇四）であるので、そのころから公任の歌人としての評価に一部翳りが見えてきたようである。これを伝える『八雲御抄』編者である順徳院自身もまた、公任への従来の評価には疑問があったらしく、公任や貫之に対する評価が下がってきていることに対して、そうした先達を軽んじる態度を「歌の魔第一なり」と諫めておきながら、その直後に「げにも公任卿が歌名誉程はおぼえず」と、公任の歌はその名声ほどではないと認めている。新古今時代以降、まさに『十訓抄』が編纂されたその時代に「公任無下なり」と考える風潮があったのである。

公任の和歌的業績に関しての評価に変化が見られ始めた、その様子が窺える最初例は、『古来風躰抄』であろう。

しかるを、大納言公任卿、この拾遺集を抄して、拾遺抄と名付けてありけるを、世の人これを今少し翫びける程に、

拾遺集はあいなく少圧されにけるなるべし。この拾遺集もまた、後撰の後、いくばく久しからざれども、なほ、古今・後撰に洩れたる歌も多く、当時の歌人の歌も良き歌多かりける上に、万葉集の歌、人麿・赤人が歌をも多く入れられたれば、良き歌もまことに多く、また、少し乱れたる事も混れる故に、抄はことに良き歌のみ多く、また、時世もやうやう下りにければ、今の世の人の心にもことに叶ふにや、近き世の人の歌を詠む風躰、多くはただ拾遺抄の歌を庶幾ふなるべし。¹⁸⁾

『拾遺抄』が重視される中で、その『抄』は「良き歌」ばかりだとして、様々な歌が混在している点で『集』にも見るべきものがあるとの評価を行っている。ただ、『集』に肯定的評価を与えているとはいえ、俊成も結局、『集』ではなく『抄』の方を重視していたようである。

定家の『三代集之間事』には次のように見える。

微臣幼少之昔、初提携古集古哥之日、披見此集。忽抽感懐、愚意独慕之。窃雖握翫之、於亡父之眼前未説之。但僅聞其説事等。此集法皇御自撰之由。愚者或生疑、猶称公任

卿撰之輩有之云々。雖不足言事、御撰証拠等略而注之……

(中略)……上皇論言曰、「拾遺之抄出、極任意事歟。其哥之体為先平懷。是即花こそやどのあるじなりけれ、分限之同類歟。甚深妖艶之風情多洩棄之。尤捨抄、用集者。可為道之本意者」。¹⁹⁾

「窃雖握翫之、於亡父之眼前未読之」ということは、定家が『集』を読むことを俊成は禁じていたか、そこまでいかずとも、快くは思っていないかつたようである。しかし、定家は親の意に背いて『集』を「握翫」し続けた。「上皇論言曰」として、後鳥羽院の言葉を掲げているのは、院と同意見であることを示し、自身の考えの正統性を保証しようとしているのであろう。²⁰⁾

定家が『集』を重視していたことは、『無名草子』からも窺うことができる。

また、『拾遺集』『拾遺抄』とて侍るめり。定家の少将に、『召すとはいづれ。いづれを召すぞ』と人の問ひて侍りし返事に、さまざままかまかに記されて侍りしことどもの中に、『古き人のしわざなれど、集には、抄は遥かに劣りて見ゆ』とこそ申して侍りしか。²¹⁾

定家が、『抄』は『集』よりも「遥かに劣りて見ゆ」とまで本当に考えていたか、実際のところ不明である。『無名草子』の編者が俊成女であるとすれば、『無名草子』の伝える定家の言葉もある程度信頼できるが、ただ、事実ではなく伝承に過ぎないとしても、それは定家が『抄』よりも『集』を重視していたことを背景としたものであつたろうことは間違いない。

『八雲御抄』の伝える「公任無下なり」的風潮がいかなるものであつたか、管見の限りで確認できたのは、定家や後鳥羽院が『抄』を高く評価していなかつたという程度である。『無名草子』にせよ『八雲御抄』にせよ、公任の和歌的業績については批判的に捉える向きのあつたことを伝える資料として、定家・後鳥羽院の縁者の手になる（と考えられる）ものしか指摘できないことを重視すれば、歌人としての公任を批判的に捉えるのは、新古今時代以降の一般的風潮ではなく、定家・後鳥羽院周辺のみの局所的なものであつたと言えるかもしれない。

四、今後の課題―定家周辺の人物としての『十訓抄』編者

歌人としての公任への評価が揺らぎ始めた、まさにその時代

に成立した『十訓抄』において、他書にまず見出せない明確な公任批判が打ち出されているという事実は軽視すべきでないと思う。単に時代的に一致するに留まらず、『十訓抄』編者かと言われる後藤基綱は、公任を批判的に捉える風潮の発端とも言わべき定家との、つながりを指摘しうるからである。

『十訓抄』編者については諸説あつて定説を見ず、菅原為長や湯浅宗業などが候補に挙げられてきた。諸説ある中、浅見和彦氏は「十訓抄編者攷―後藤基綱の可能性をめぐって―」⁽²⁾で、後藤基綱が編者であった可能性の低からぬことを論じているが、中川博夫氏「後藤基綱・基政父子(一)―その家譜と略伝について―」によれば、この基綱の息子である基政が定家に師事していたらしいことが、『新後撰集』から窺えるとのことである。⁽³⁾

よみおきて侍りける歌を前中納言定家のもとにつかはすとして、つつみがみにかきつけける
藤原基政

おろかなる心は猶もまよひけりをしへしし道に跡はあれども
(巻十八・雑歌中・一三八五)

「をしへしし道」が、定家が基政に和歌を教えていたことを

『十訓抄』編者の公任への態度——巻四第十七・十八話から考える 後藤基綱編者説の妥当性——

指す、ということであろう。この「定家―基政」の師弟関係と基綱がどう結びつくかを探っていくのは、今後の課題としたい。基綱編者説は様々な角度から論じることが可能であろうが、公任への態度という観点からも、その妥当性を検討できるかもしれない。『十訓抄』が編纂された当時において、「公任無下なり」と考える風潮があつたこと、その風潮が定家・後鳥羽院周辺でのみ確認できる局所的なものであつたこと、『十訓抄』編者かとされる基綱は「局所的」の範囲内に含まれるかもしれないこと、そうした時代的・文化的環境まで含めて、『十訓抄』巻四第十七・十八話で、公任が「非愛」な人物として批判的態度で語られている意味について考えなくてはならない。

(注)

- (1) 新編日本古典文学全集『十訓抄』(一九九七年/小学館)。
- (2) 『顕昭本俊頼髓脳』(一九九六年/俊頼髓脳研究会。底本は京都大学附属図書館蔵本。『十訓抄』との本文比較の便宜上、私に濁点・句読点を付し、段落分けを行った)。
- (3) 新編日本古典文学全集『歌論集』(二〇〇一年/小学館)。底本は国立国会図書館蔵本。
- (4) 「こころうき…」の歌について、『長能集』では「花山院に、三月になりしとき、春のくれをしむころ、人々よみしに」と、公任の邸宅ではなく、花山院で詠じられたものと伝える。
- (5) 『兼載雑談』では「春九十日三月にてくるゝを、かくよめるい

- はれなし」と、公任の指摘がより詳細になっている。
- (6) 新日本古典文学大系『宇治拾遺物語・古本説話集』(一九九〇年／岩波書店)
- (7) 『日本歌学大系 二』(一九四〇年／文明社)
- (8) 新日本古典文学大系『袋草紙』(一九九五年／岩波書店)
- (9) 『文机談全訳注』(二〇〇七年／笠間書院)
- (10) 『説話論集 三』(一九九三年／清文堂出版)
- (11) 『池上洵一著作集 四 説話とその周辺』(二〇〇八年／和泉書院。初出は、『古代中世和歌文学の研究』(二〇〇三年／和泉書院)。
- (12) 『著聞集』は、新潮日本古典集成『古今著聞集 上』(一九八三年／新潮社)に依った。底本は、広島大学附属図書館蔵本。
- (13) 岩波文庫『十訓抄』(一九四二年／岩波書店)。底本は東京大学国文学研究室蔵本。
- (14) 福島尚氏『『十訓抄』の本文について・下』『十訓抄』をよむために―(『国語国文』五十六・九号／一九八七年九月)。
- (15) 新編日本古典文学全集『大鏡』(一九九六年／小学館)。
- (16) 『紫式部日記』引用は、木下実氏『紫式部日記の研究と鑑賞―日記体を中心に』(一九八二年／九州大学出版会)に依った。
- (17) 『八雲御抄の研究 名所部・用意部』(二〇一三年／和泉書院)
- (18) 新編日本古典文学全集『歌論集』(二〇〇一年／小学館)
- (19) 野口元夫氏『三代集之間事(翻刻・解説)』(小沢正夫『三代集の研究』一九八一年／明治書院)
- (20) 阪口和子氏『定家の『拾遺集』享受について―『二四代集』恋部を中心として―』(『貫之から公任へ―三代集の表現―』二〇〇一年。初出は『谷山茂教授退職記念国語国文学論集』一九七二年十二月)では、『三代集之間事』で後鳥羽院の言葉掲げていることについて、次のように理解している。
- 定家は父俊成の家訓に従わず、『抄』を捨て、『集』を用いるようになったことについて、院の賛同を得て、これを権威づけようとしたとも考えられる。
- (21) 新潮日本古典集成『無名草子』(一九七六年／新潮社)
- (22) 『説話論集 七』(一九九七年／清文堂出版)
- (23) 『芸文研究』(四十八号／一九八六年三月)。なお、『新後撰集』引用は国歌大観に依った。

(たびた はじめ・大阪府立大学非常勤講師)